

被災者生活再建支援制度のご案内

(令和4年2月17日更新)

※ 制度の支給対象となるのは、住宅が「全壊」、「大規模半壊」した世帯、「やむを得ず住宅を解体」した世帯となります。

※ いわき市は、加算支援金の申請期間が延長になりました。

1. 被災者生活再建支援制度の内容

この制度は、被災者生活再建支援法に基づき、東日本大震災により**居住する住宅**が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、「支援金」を支給し、生活の再建を支援するものです。

※ 住んでいる方に対する支援制度のため、非住家や事業所は対象となりません。

※ 基準日に当該住宅を生活の本拠としていた世帯を対象とします。

※ 一時的な滞在や別宅等を所有しているだけの世帯は対象となりません。

※ 貸家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象になります。

2. いわき市において支給対象となる被災世帯

平成23年3月11日現在いわき市内に居住の世帯で、東日本大震災により

① 住宅が「全壊」した世帯

② 住宅が「大規模半壊」した世帯

③ やむを得ず住宅を解体した世帯 …… 業者が発行した「取壊し証明書」と解体しなければならなかった「理由書」が必要 ※裏面参照

※ 住宅に半壊以上の被害が生じて、倒壊の危険があるなどによって解体 ⇒ 全壊世帯扱い

3. 支援金の支給額

支給額は、(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と、

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)の合計額となります。

【支給内容】

(1) 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金)

住宅の被害程度		全壊 (2. ①に該当)	大規模半壊 (2. ②に該当)	(やむを得ず)解体 (2. ③に該当)
支給額	(複数世帯)	100万円	50万円	100万円
	(単数世帯)	75万円	37.5万円	75万円

(2) 加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営、仮設、一時提供住宅等を除く)
支給額	(複数世帯)	200万円	100万円	50万円
	(単数世帯)	150万円	75万円	37.5万円

※ 住宅の再建方法が決まっていない場合等は、2回に分けて申請できます。

(例) 1回目は基礎支援金のみ、2回目に加算支援金を申請などです。

※ 一時的に賃貸住宅(借上げ住宅・公営住宅等を除く)に入居された世帯が加算支援金「50万円」を受給した後、申請期間内に住宅を「建設・購入」または「補修」を行う場合は、再度申請を行って、既に支給した額との差額を受け取ることができます。

(例) 1回目に「賃借 50万円」を受給し、2回目に「建設・購入 200万円」で申請すると、差額の150万円が支給されます。
ただし、住宅を「補修」するとして加算支援金を受け取った場合は、その後申請期間内に住宅を「建設・購入」したとしても、既に受給した額との差額を原則受け取れませんので、ご注意ください。(再度申請することはできません)

4. 支援金の申請手続き

【申請窓口】 各地区保健福祉センターになります。

【申請期限】

- (1) 基礎支援金 ⇒ 令和3年4月12日まで。 **※延長なし。**
- (2) 加算支援金 ⇒ 令和5年4月10日まで。 **※1年間延長されました。**

【申請方法】 ※ 次の必要書類をそろえた上、世帯主の方が市の窓口申請してください。

(1) 基礎支援金申請の場合

- ・被災者生活再建支援金支給申請書
- ・り災証明書(原本)
- ・世帯全員の住民票(又は外国人登録済証明書)
- ・振込口座の通帳の写し(世帯主名義)
- ・区長による居住証明書(住民登録がない場合)
- ・印鑑
- ・その他必要なもの



※「半壊」または「大規模半壊」の、り災証明を受け、やむを得ず住宅を解体した世帯は、次の書類が必要となります。
(「やむを得ず解体」の理由として、住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険である、居住のための修理費があまりにも高額になる等があります。)

【その他必要な書類】

- ・解体証明書発行願
- ・解体しなければならなかった「理由書」
- ・住家の危険な状態が確認できる写真又は修理費が高額であることが確認できる見積書
- ・解体した業者の発行する取り壊し証明書又は滅失登記簿謄本

※「解体証明書発行願」は支援金の申請窓口で用意してあります。解体年月日を記入しますので、解体が済んでから、支援金の申請書とあわせて提出してください。

(2) 加算支援金申請の場合

住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書等の写しをご用意ください。

※基礎支援金と同時に申請されない場合は、被災者生活再建支援金申請書も再度提出ください。

5. 支給までの流れ

窓口で受付した申請書は、福島県を經由して、国から委託を受けている「公益財団法人都道府県センター」が受理し、申請書の内容を審査した上で御指定の金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。(※ 申請から支給までに書類に不備のない方でおおむね3ヶ月です。) ※単身世帯の方が支給を受ける前(申請後も含む)に亡くなられた場合は、支給されません。(支援金は相続対象外です)

【問い合わせ】いわき市保健福祉課 保健福祉係 電話0246-22-7612(専用)